

企業会計と財務報告

－ IASB & FASB の共同概念フレームワークプロジェクトにおける 公開草案（ED [2008]）の考察を中心として －

洪 慈 乙

（人文学部 法経政策学科）

目 次

- I 企業会計は外部報告だけのものなのか。
- II 概念的フレームワーク共同開発の経緯と現状
 - 1. 経緯
 - 2. 現状
- III 会計理論研究方法の分類 — Hendriksen [1992] を中心として —
- IV ED [2008] から見る概念フレームワーク
 - 1. 概念フレームワーク・プロジェクトの目標と接近法
 - 2. 一般目的財務報告とは
 - 3. 企業会計と財務報告との関係
 - 4. 意思決定に有用な情報
- V ED [2008] の概念フレームワークにおける留意点と問題提起

I 企業会計は外部報告だけのものなのか。

2008年8月28日、日本経済新聞（夕刊）の1面を飾っている見出し「国際会計基準 米が受け入れ — 14年から採用 —」。中身を読んでもみると、アメリカのSEC（Securities and Exchange Commission：証券取引委員会）は8月27日、外国企業のみならず¹⁾、アメリカの上場企業にも国際会計基準の採用を認める方針²⁾を明らかにした、ということである。

今まで、世界資本市場の番人として君臨してきたSECとそれを支えてきたアメリカの会計基準設定機関としてのFASB（Financial Accounting Standard Board；財務会計基準審議会）による会計基準が、敗北宣言をしたようだ³⁾。このようなアメリカの対応を受けて、国際会計

¹⁾ SECは、2007年11月には米国外企業に対しては国際基準での決算書作成を容認している。

²⁾ 計画案によると、2014年に一部の大企業が採用し、16年には中小企業も含めて導入を終える計画。義務化するかどうかは2011年に最終判断をする（2008年8月28日、日本経済新聞（夕刊）の1面）こととしている。

³⁾ 第2節(II)で詳しく述べるが、FASBとIASBは、会計基準のコンバージェンスに合意し、コンバージェンス・プロジェクトに取り組んでいるが、今回の発表は、SECがIASBの基準それ自体をそのまま認めることになった。

基準とのコンバージェンス（統合；convergence）を計ってきた日本の会計界も、孤立を避けるために国際基準をそのまま受け入れる方針に変更した、と報道された（2008 年 9 月 4 日『日本経済新聞』、1 面）。

このように世界の会計ルールが、国際会計基準に統一される見通しになってきた⁴⁾。したがって、会計関係者は、適用される国際基準を熟知しなければならないことはもちろんのこと、そのルールの背景にある目的および趣旨のような会計基準の基礎となる概念を明らかにしなければならない。

現在、IASB（International Accounting Standard Board；国際会計基準審議会）は FASB とのジョイント・プロジェクトの一つとして、概念フレームワーク（conceptual framework）を開発する共同プロジェクトに取り組んでいる。同プロジェクトについては第 2 節で詳しく述べるが、2008 年 9 月現在の状況は、同プロジェクトの 8 つの phases（フェーズ）のうち、フェーズ A「目的および質的特性（Objectives and Qualitative Characteristics）」の公開草案（Exposure Draft；ED）『財務報告のための概念フレームワーク——財務報告の目的および意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約——（Conceptual Framework for Financial Reporting：The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information）』（以下、ED [2008]、という。）、および暫定的意見書（Preliminary Views）『財務報告のための概念フレームワーク——報告主体——（Conceptual Framework for Financial Reporting：The Reporting Entity）』（PV & DP[2008]）が 2008 年 5 月 29 日付けで公表され、9 月 29 日までそのコメント・レターが求められている⁵⁾。

この公開草案（ED [2008]）に目を通して見た結果、一つの疑問がわいてくる—企業会計は資本市場だけのためのものなのか？また企業会計は資本市場の番人になり得るか？

この問題意識にもとづいて、本稿では ED [2008] を吟味することによって、IASB の基準作りの考え方（姿勢）を探り、それを手掛かりとして、企業会計とは何か、企業会計の在り方を模索してみることとする。本稿の構成は、第 2 節（Ⅱ）で ED [2008] の経緯と背景を述べることにする。第 3 節（Ⅲ）では Hendriksen [1992] を中心に会計理論研究の方法を概観したうえで、第 4 節（Ⅳ）では ED [2008] の公表に先立って 2006 年に公表された FASB「暫定意見書（Preliminary Views）」兼 IASB「討議資料（Discussion Paper）」（PV&DP2006）およびこれに寄せられたコメント・レター（CLs [2006]）を参考に、ED [2008] を吟味し、問題点を指摘することで、企業会計の在り方およびこれからの概念的枠組みの方向性を探って

⁴⁾ 国際会計基準は、2005 年に欧州連合（EU）が域内上場企業に適用を義務づけるなど、現在 100 カ国以上で採用されている。

⁵⁾ 現在、2009 年第二四半期に確定予定である（FASB および IASB の HP 参照）。

— IASB & FASB の共同概念フレームワークプロジェクトにおける公開草案 (ED [2008]) の考察を中心として — 洪
みることにする。

Ⅱ 概念的フレームワーク共同開発の経緯と現状

1. 経緯

2001 年 4 月から組織改編してスタートした IASB は、既存の国際会計基準 (International Accounting Stanadards ; IAS) の改善、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards ; IFRS) の設定、および世界各国の国際会計基準の受け入れを目標としながらも、各国の会計基準と国際会計基準とのコンバージェンスを計って、会計基準の国際的設定機関としての役割および活動を広げている。

このような IASB の活動を受け入れて、EU は 2005 年 1 月より EU 域内の上場企業については IFRSs⁶⁾ を強制的に適用することを決定 (2002 年 7 月に発表) して、いち早く国際会計基準を導入している⁷⁾。また、コンバージェンス活動については、2002 年 9 月に、IASB と FASB が国際会計基準 (IFRSs) とアメリカ会計基準とのコンバージェンスに向けたプロジェクトを開始、継続する合意をした (「ノーワーク合意」)。さらに、2004 年からは日本とのコンバージェンス・プロジェクトも開始され、2007 年 8 月には日本の企業会計基準委員会は 2011 年半ばまでに IASB と会計ルールを全面共通化することで合意していた。

そして、IASB と FASB は 2004 年 4 月 22・23 日の両審議会の共同 (joint) 会議で、コンバージェンス・プロジェクトの一つとして、共通の概念フレームワーク (common conceptual framework) を開発する共同プロジェクトに取り掛かることを提案・検討し、2004 年 10 月 20 日の共同会議 (joint meeting) で IASB の概念フレームワークと FASB の概念フレームワークとの統合 (convergence) を目的とする「概念フレームワーク・プロジェクト (Conceptual Framework Project)」⁸⁾ を「technical agendas」へ加えた。この概念フレームワーク・プロジェクトは、8 つのフェーズに分けて作業が進められているが、現時点での 8 つのフェーズはつぎのとおりである；

- ・ 目的および質的特性 (フェーズ A)
- ・ 要素および認識 (フェーズ B)
- ・ 測定 (フェーズ C)

⁶⁾ IFRSs は、IFRS 1『国際財務報告基準の最初適用 (First-time Adoption of International Financial Reporting Standards)』の付録 A によれば、「IASB によって採択されている諸基準および解釈として、(a) 国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards) ; (b) 国際会計基準 (International Accounting Standards) ; (c) 国際財務報告解釈委員会 (International Financial Reporting Interpretations Committee : IFRIC) またはその前身である基準解釈委員会 (SIC) による解釈、で構成される。」と定義されている (IFRS 1, Appendix A Defined terms ; PV[2006],P2)。

⁷⁾ 第 3 国企業に対する IFRSs 等の適用時期は、域内企業より遅れること 2 年、2007 年 1 月からとされた。

⁸⁾ 両審議会が利用しうる単一の概念的枠組み (single conceptual framework) の確立が目的である。

- ・ 報告主体（フェーズ D）
- ・ 財務報告の範囲、表示、および開示（フェーズ E）
- ・ 枠組の目的および一般に認められた会計原則の階層における位置づけ（フェーズ F）
- ・ 非営利セクターへの適用可能性（フェーズ G）
- ・ 全体の枠組（フェーズ H）

そして、この共同プロジェクトでは初めて、フェーズ A に関する FASB の『暫定意見 (Preliminary Views ; PV)』兼 IASB の『討議資料 (Discussion Paper ; DP)』として、「財務報告のための概念フレームワーク — 財務報告の目的および意思決定に有用な財務報告情報の質的特性 — (Conceptual Framework for Financial Reporting : Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information)」(PV&DP [2006]) を 2006 年 7 月 6 日付でそれぞれ公表し、2006 年 11 月 3 日までにコメントを募集した。

その結果、IASB と FASB は、関連各界から 179 通のコメント・レターを受け取った。両審議会は 2007 年の会議でこれらのコメント・レターで提起された諸問題の検討と調整を行ったうえで、2008 年 5 月 29 日付で公開草案『財務報告のための概念フレームワーク — 財務報告の目的および意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約 — (Conceptual Framework for Financial Reporting : The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information)』を公表し、2008 年 9 月 29 日までそれに関するコメントを求めている。

2. 現状

2005 年 1 月から 8 つのフェーズに分けて行われている IASB と FASB の共同プロジェクトである概念フレームワーク・プロジェクトは、「およそ 5 年以上の年月が必要と見込まれているため、それぞれのフェーズごとに、討議資料および公開草案を公表する」(堀本 [2007]、p. 47) こととしている。

これら 8 つのフェーズのなかで、2008 年 9 月現在活動中のフェーズは、フェーズ A 「目的および質的特性 (Objectives and Qualitative Characteristics)」、フェーズ B 「要素および認識 (Elements and Recognition)」、フェーズ C 「測定 (Measurement)」、およびフェーズ D 「報告主体 (Reporting Entity)」の 4 つである。現在公開草案の段階であるフェーズ A は、2009 年の第二四半期に最終基準として確定することを目処にしている。フェーズ A の公開草案 (ED [2008]) は、概念フレームワーク全体のうちの第 1 章および第 2 章に相当する部分を抜いている。フェーズ B およびフェーズ C は、2009 年の第二四半期および第三・四四半期に IASB は DP として FASB は PV として公表する予定で議論を進めている。フェーズ D の「報

告主体 (Reporting Entity)」は、前述したように、2008 年 5 月 29 日付け IASB の DP および FASB の PV (PV & DP [2008]) として公表され、9 月 29 日までコメント・レターを募集中である。このコメント・レターを検討・修正した上で 2009 年の下半期に公開草案を公表する予定で議論を進めている。

本稿では、フェーズ A の公開草案 (ED [2008]) 『財務報告のための概念的フレームワーク — 財務報告の目的および意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約 —』の第 1 章「財務報告の目的 (The Objective of Financial Reporting)」に焦点を合わせて検討することとするが、その前にまず ED [2008] のアプローチを理解するため、会計理論研究の方法について調べてみることにした。

Ⅲ 会計理論研究方法の分類 — Hendriksen [1992] を中心として —

Hendriksen (Hendriksen [1992], pp. 15-22、参照) は会計理論の方法論として、会計理論へのアプローチ方法と会計理論の研究法とに大別し、会計理論へのアプローチとしては、税務的アプローチ (A Tax approach)、法的アプローチ (A Legal approach)、倫理的アプローチ (An Ethical approach)、経済的アプローチ (Economic approach)、行動的アプローチ (A Behavioral approach)、構造的アプローチ (A Structural approach) に分類しているし、会計理論の研究方法としては言語論 (Theory as Language)、論法論 (Theory as Reasoning)、および行動計画論 (Theory as Script) に分けている。会計理論の研究法のなかの論法論 (Theory as Reasoning) は、さらに演繹法 (Deductive Reasoning) と帰納法 (Inductive Reasoning) とに分けて説明している。そして、演繹法にもとづいて行なわれる会計理論研究については、下記のように説明している。

「目的が演繹過程の重要な部分である、なぜならば異なる目的は完全に異なる構造を要求しうるし、また異なる原則になる結果になるからである。たとえば、税務会計の基本目的は財務会計の目的とは異なる。これはなぜ課税所得を決めるルールが財務会計の利益計算のための一般に認められた実務 (GAP) と多くの面で異なるのかの主要原因の一つである。けれども、度々、目的が異なるにもかかわらず、コストベネフィット関係で折衷が求められる。たとえば、個別利用者は会計データを利用するとき心の中では異なる目的を持っているであろう。しかし、あらゆる利用者に合う完全に異なる一連の原則を確立することは難しい！代わりに、妥協の産物として、一般目的基準書が作られる。」(Hendriksen [1992], p. 16)

これに対して、帰納法 (Inductive Reasoning) にもとづいた会計理論研究については、下記のように説明している。

「帰納プロセスは、特質（specifics）から一般化された結論を誘導するように構成されている。典型的帰納法論争は、一連の特定例から始まる。これらの例はある全体を代表し、その全体を推測して一般化すると、批判されている。いつもではなく、一般に、特質（specifics）は実験の結果のような実質的経験にもとづいている。科学は「経験的（empirical）」という用語の経験（experience）に頼っている。経験科学は定義によって実行可能である。数学は本来非経験的である。その結論を誘導するため財務データを集める会計理論は、経験的であると考えられる。その反面、構造的アプローチは典型的に非経験的である。」（Hendriksen [1992] , pp. 16-17）

そして、両方法論はそれぞれ独立した会計理論の研究方法ではなく、相互補完的關係にあると述べている。

「観察者が生のデータのみ観察するからと言って、最初の公準および概念が必要ではないということを意味するのではない。単に何を観察するかを選択するだけでも、彼らは何が目的適合であるのかの先入観を反映している。たとえば、企業の財務データを彼ら自身が制限することで、彼らは会計環境に関する特定公準を導いている。さらに、もし彼らが財務的取引のみを観察すると彼ら自身を制限するならば、彼らは既存実務を確認するだけかも知れない。したがって、帰納法と演繹法は実に補足的である。大部分のすべての理論は演繹法と帰納法、両方とも要素を持っている。」（Hendriksen [1992] , p. 17）

また行動計画論（Theory as Script）としては、記述論（descriptive theories ; positive）と規範論（prescriptive theories ; normative）とを挙げ、帰納法と演繹法の両方とも記述論または規範論になるかも知れない、と指摘している。

「記述論（descriptive theories）は財務情報が何をどのように表示して、会計データの利用者に伝達するかを説明しようとする。規範論はどのデータが伝達されるべきあり、それらはどのように表示されるべきかを処方することを試みる。すなわち、それらは何であるかより何であるべきかを説明しようとする。それらの性質によって、帰納法は一般に記述的（positive）である。しかし、これは演繹論が必ずしも規範論であるということではない。人々はその世界がどのように理解されているのかに関して一般化し始める、そして全体的に記述することが意図される特定演繹から導かれる。

・・・会計理論家は質問の両種類に答えるのに関心がある：規範的答えは取引に関する会計の最もいい方法を見つけることを意図し、記述的答えはどちらがそれらに最もいい方法であるかを管理者およびその他の人々が決める方法を見つけることを意図している。」（Hendriksen [1992] , p. 18）

以上でみるように、会計理論は、ある一方的方法・アプローチによるものではなく、多方面から多様な方法で探究する必要がある。会計理論の多様なアプローチと方法を念頭に置きな

がら、次の第4節 (IV) では ED [2008] の第1章「財務報告の目的」を吟味する⁹⁾ことで、FASB および IASB の両審議会による概念フレームワーク・プロジェクトの設定方法と企業会計との関連を明らかにし、第5節 (V) では現行もしくはこれからの企業会計の在り方について問題提起をする。

IV ED [2008] から見る概念フレームワーク

ED [2008] は、序文 (pars. P1-P16)、要約 (pars. S1-S7)、および財務報告のための概念フレームワークとして、第1章 財務報告の目的¹⁰⁾ および第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性および制約¹¹⁾、で構成されている。ED [2008] は同プロジェクトにおける最初の公開草案 (ED) であることから、まず同公開草案より概念フレームワーク・プロジェクトの意義もしくは目的・目標を確認したうえで、財務報告の目的について考察することとする。

1. 概念フレームワーク・プロジェクトの目標と接近法

概念フレームワークの共同プロジェクトに取り組んでいる IASB および FASB は、ED [2008] の序文において、両審議会は「基本的原則、共通基準を開発するためのもっともよい基礎を提供するように、共通および向上された概念フレームワークを開発するため」(par. P7)、この共同プロジェクトに着手したことであり、「現存するフレームワークと取り替え (replacement) の向上されたフレームワークの採択を究極の目標とする。」(par. P3) と述べている (傍点は、筆者がつけた)。

その一方で、両審議会は、現存するフレームワークについて「(IASB および FASB の現存する) フレームワークの多くのところは、それぞれ一貫しているし、基礎的改訂を必要とするようではない」と述べて、「あらゆる概念の包括的再検討は資源の効率的利用ではない」(ED [2008]、par. P8) という結論のもとで、「近いうちに基準設定の便益を生み出しそうな 이슈 を優先的に、彼ら (両審議会) の現存するフレームワークの向上と統合に主に焦点を合わせるアプローチを取った」(ED [2008]、par. P8) と説明している。

すなわち、このプロジェクトの具体的目標は、「市場における変動、ビジネス実務、概念書が開発されてから 20 年以上に渡って発生した経済的環境を反映するため、現存するフレームワー

⁹⁾ ED [2008] 第2章「意思決定に有用な財務報告情報の質的特性と制約」は、ED [2008] によせられたコメント・レターとともに、別稿の考察対象とする。

¹⁰⁾ 「第1章 財務報告の目的」は、導入、一般目的財務報告の目的、意思決定有用性、一般目的財務報告の限界、企業の資源・これらの資源に対する請求権・および資源および請求権における変動に関する情報、付録、として構成されている。

¹¹⁾ 「第2章 意思決定に有用な財務報告情報の質的特性および制約」は、導入、基礎的質的特性、情報の質をより高める質的特性、財務報告上の制約、付録、として構成されている。

クを最新化し改良することであり、また現存するフレームワークのいくつかの部分、フレームワークにおけるギャップを埋めることのみならず、認識および測定のようなものを向上させること」（ED [2008]、par. P7）を意図することである、と述べている。

ここで、「現存するフレームワーク」とは、1989 年に国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee ; IASC）¹²⁾ の理事会によって採択され、その後引き続き、2001 年 4 月に組織改編した IASB によってもそのまま採択されている「財務諸表の作成および表示に関するフレームワーク（Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements）」である。これに対して、FASB における「現存するフレームワーク」とは、1973 年から 2000 年の間に公表している 6 つの財務会計概念書（Statements of Financial Accounting Concepts ; SFAC）¹³⁾ である。

FASB の場合は「財務会計（Financial Accounting）概念書」となっているが、その第 1 号「営利企業による財務報告の目的（Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises）」というタイトルからも分かるように、「財務報告」という目的から財務報告の媒体である「財務諸表（Financial Statements : F/S）」を中心とした会計伝達システムに重点を置いた演繹法・規範論による概念フレームワークである、といっても過言ではない¹⁴⁾。これに対して、IASB における現存するフレームワークは、タイトルが「財務諸表の作成および表示」であるため、そのタイトルから見ると、概念フレームワークの着眼点は FASB のそれとは異なっており、財務諸表の作成と表示過程に重点を置いたものであると推察される。

この点について、ED [2008] の付録では「FASB および IASB の現存するフレームワークは、両方とも経済的意思決定をするのにおいて広い範囲の利用者に有用な情報を提供するという観点から財務報告の目的を議論している。」（ED [2008]、BC1.11.）と述べたうえで、「FASB 概念書第 1 号『営利企業による財務報告の目的』は、財務報告に焦点を合わせているのに対して、IASB は財務諸表のみに焦点を合わせている。」（ED [2008]、par. BC1.3.）と指摘し、「財務報告」と「財務諸表」の用語の相違点のみに注目している。そして、それに続き「その相違

¹²⁾ オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、UK とアイルランド、および USA の職業会計士団体の同意で 1973 年 6 月 29 日に設立された、IASB の前身である。

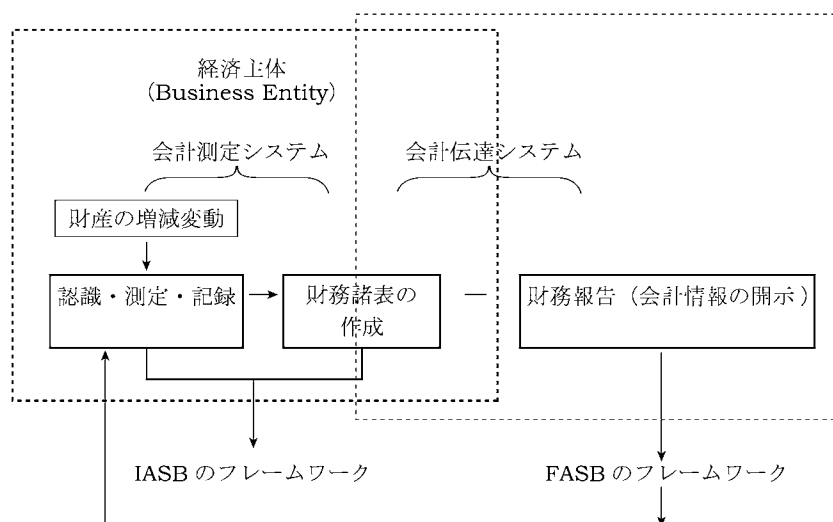
¹³⁾ 6 つの概念書とは、第 1 号「営利企業による財務報告の目的（Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises）」（1978）、第 2 号「会計情報の質的特性（Qualitative Characteristics of Accounting Information）」（1980）、第 4 号「非営利組織による財務報告の目的（Objectives of Financial Reporting by Nonbusiness Organization）」（1980）、第 5 号「営利企業の財務諸表における認識および測定（Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises）」（1984）、第 6 号「財務諸表の要素（Elements of Financial Statements）」（1985）、第 7 号「会計測定におけるキャッシュフロー情報および現在価値の利用（Using Cash Flow Information and Present Value in Accounting Measurements）」（2000）である。

¹⁴⁾ SFAC 第 1 号の冒頭では、「・・・財務会計基準および財務報告基準を形成する場合に用いる基本目的ならびに諸概念を確立することを目的とする。」と書かれているが、同概念書は実質的には「意思決定有用性」という財務報告の目的にもとづいて設定されている。

は最初に示すほど重要ではない、なぜならば、FASB の概念書の主要焦点は財務諸表に合わせているからである。」(ED [2008]、par. BC1.3.) と見解を示しているのである。そして、その見解にもとづいて「外部財務報告で提供しなければならない情報を十分強調するように広くすべきである」という意図から、「財務諸表のみではなく、(財務諸表外で提供する情報も含めた)すべての情報」(ED [2008]、par. BC1.4.) を含めるという意味で ED [2008] では「財務報告」という用語を用いている、と説明している。

しかしながら、「財務報告」と「財務諸表」という用語は、提供する情報の範囲を意味するものではない。「財務報告」は情報を提供する行為(会計情報の伝達)を表すのに対して、「財務諸表」はその行為のための手段であって、財務報告の対象となる情報を載せた媒体であるため、両用語は異なる次元を現す用語であるといわざるを得ない。それを「提供する情報の範囲」を表す同次元の用語としてとらえて、概念フレームワークが設定されてもそのフレームワークはあいまいなものになるだけである。

言い換えれば、現存する IASB と FASB の両概念フレームワークの相違は、「財務報告」に焦点を合せているのか「財務諸表」に焦点を合せているのかの財務報告の範囲の問題ではなく、FASB の既存の概念書が「財務報告」という会計の伝達システムに重点を置いた演繹的概念作りであるのに対して、IASB の現存するフレームワークは「財務報告」を目的としながらも財務諸表に載せる情報の作成過程に重点をおいたフレームワークである、という点である。この相違点に注目しながら、現存する両フレームワークの重点を図解すれば、下掲図のとおりである。



〔図1〕タイトルから見る IASB と FASB における概念フレームワークの相違

上掲〔図 1〕で示したように、タイトルからみる限り、現存する IASB フレームワークと FASB フレームワークの重点（基本的考え方）は必ずしも一致しているわけではない。そのため、両審議会は 2 つの「現存するフレームワーク」の向上と統合に焦点を合わせるという同プロジェクトの目的のもとで、「概念フレームワーク」の焦点を「財務報告」に合わせて、「財務報告のための概念フレームワーク（Conceptual Framework for Financial Reporting）」としている。したがって、ED [2008] は、会計情報の作成結果を伝達する「財務報告」という会計伝達システムに重点を置いた概念フレームワークである、と言える¹⁵⁾。

このように、IASB および FASB の共同概念フレームワーク・プロジェクトは、現存する概念フレームワークを根本的に改訂し、「企業会計」もしくは「財務会計」という会計の領域を全般的にカバーしうる概念フレームワークの開発というよりは、FASB の概念フレームワークと同様に「財務諸表」を中心とした「財務報告」という会計伝達システムを枠にしている、という点に注意しなければならない。したがって、ED [2008] は、最初の第 1 章に「財務報告の目的」を定め、この目的から第 2 章の諸概念（質的特性、財務諸表の要素、報告組織の定義、認識・測定、および表示・開示）を導こうとしている。以下では、ED [2008] の第 1 章「財務報告の目的」を概観することによって、一般目的財務報告の目的、およびその目的である意思決定に有用な財務情報はどのような情報であるのかをみることにしよう。

2. 一般目的財務報告とは

第 1 章の「財務報告の目的」では、まず、営利組織による一般目的財務報告の目的（Objective of General Purpose Financial Reporting）を、「現在および潜在的持分投資家、貸付人、およびその他の債権者を資本提供者として、彼らの Capacity に関する意思決定を行うのに有用な、報告企業に関する財務情報を提供することである。」（ED [2008]、par. OB2.）と定義している。

まず、ここで「一般目的財務報告¹⁶⁾」の「一般目的（general purpose）」とは、単一のグループのニーズよりは広い範囲の利用者、特に資本提供者、すなわちあらゆる資本提供者の共通ニーズ¹⁷⁾に答えようとするものとして、必要とする企業のあらゆる財務情報を処方する能力に欠けているため、部分的にでも財務報告で提供される情報に依存しなければならない利用者の情報ニーズから起因するもの（ED [2008]、pars. OB4. & BC.1.6.）をいう。言い換えれば、一般

¹⁵⁾ ED [2008]、par. OB1. のつぎの文章から、同公開草案が演繹法であることは明らかである。「財務報告の目的がフレームワークの基礎である。フレームワークのその他の面——質的特性、財務諸表の要素、報告組織の定義、認識および測定、および表示と開示——は、この目的から論理的に誘導される。」

¹⁶⁾ PV&DP [2006] では、「一般目的外部財務報告（general purpose external financial reporting）」という用語を使ったが、管理報告（management reporting）は一般目的財務報告ではないため、この区別は必要ないと結論し、ED [2008] では「一般目的財務報告」という用語を使用している。

¹⁷⁾ 特別グループのニーズではない。

目的財務報告の範囲は、会計情報利用者すなわち財務報告利用者の主要グループである資本提供者の共知情報ニーズを超える、その他の利用者のニーズはその範囲ではない (ED [2008]、par. BC1.6.)、ということである。なぜならば、財務諸表のその他の利用者は、必要な情報を企業に直接要求する権限を持っているかも知らないので、資本提供者の共通ニーズを超えるニーズは一般目的財務報告の範囲を超えているものとするのである。

ではなぜ「資本提供者」の共通ニーズなのかについては、「企業は経済的資源 (economic resources) を資本提供者からこれらの資源に対する請求権との交換で得るため、これらの請求権を行使するためには、資本提供者は企業の経済的資源に関する一般目的財務情報を直ちにまた直接必要とする」(ED [2008]、par. OB6.) からである、と説明している。すなわち、ED [2008] の概念フレームワークでは、財務報告の対象となる財務報告の利用者は持分投資家、貸付人、およびその他の債権者などの資本提供者である、という見解である。

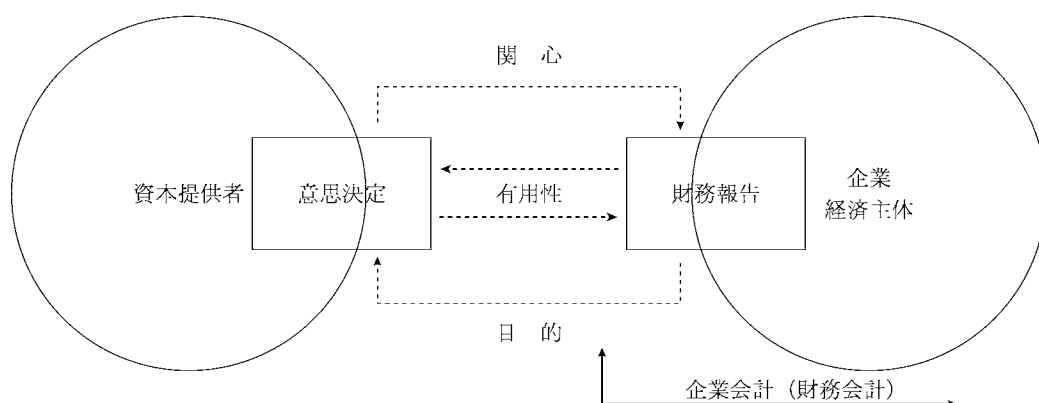
このような財務報告の利用者は、正味キャッシュインフローを創出する企業実体の能力および資本提供者の投資を保護および向上する経営者の能力を査定することに一般的関心があるとみて、資本提供者の「共通の情報ニーズ」¹⁸⁾ は、これらの査定に必要な、企業の将来のキャッシュフローの金額、時期および不確実性、および彼らの持分 interests もしくは負債証券の価格に影響するキャッシュフローを創出する企業の能力を認知するための情報である (ED [2008]、par. OB5.)、とする。また、これらの情報には、目的を達成するのに役に立つ情報、たとえば、財務的方向に関する情報の場合は、それらを展望する情報もしくは予測する情報をも含むべきである (ED [2008]、par. BC1.5.)、という。つまり、このような情報が意思決定に有用な情報である、というのである。

以上で見るように、ED [2008] の概念フレームワークは、財務報告の概念フレームワークとして財務報告の目的は意思決定に有用な情報を提供することであり、その意思決定に有用な情報とは何かを導き出し、そのような情報を提供するための会計基準づくりを誘導しようとするのである。では、ED [2008] はどのようにして「意思決定有用性」を財務報告の目的にするようになったのか、また意思決定に有用な情報として上記の情報を導き出すことになったのであろうか。

¹⁸⁾ 資本提供者には持分投資家、貸付人、およびその他の債権者などがあり、彼らは「共通の情報ニーズ」を持っている、という。すなわち、持分投資家は「企業実体の将来のキャッシュフローの金額、時期および不確実性、および彼らの持分 interests の価格に影響するこれらのキャッシュフローを創出する企業実体の能力の認知に関心がある」し、貸付人は「企業実体の将来のキャッシュフローの金額、時期および不確実性、および負債証券の価格に影響するこれらのキャッシュフローを創出する企業実体の能力の認知に関心がある。」(ED [2008]、par. OB5.)、という。

3. 企業会計と財務報告との関係

資本提供者はなぜ財務報告に関心があるのか。財務報告は「意思決定に有用な情報を提供する」からである（ED [2008]、par. OB9.）。そのため、財務報告は資本提供者に意思決定を行うのに有用な報告企業に関する財務情報を提供する」（ED [2008]、par. OB2.）という「意思決定有用性」を目的とする。報告企業に関する財務情報を作る企業会計（財務会計）と意思決定との関係を示すと下掲の図のとおりである。



〔図2〕 意思決定有用性と企業会計との関係

上掲〔図2〕で示したのは、財務報告は企業会計（財務会計）の結果を利用する一つの方法であり、企業会計の全部ではない、ということである。つまり、財務報告のための概念フレームワークは企業会計全体のフレームワークではない。しかしながら、IASBおよびFASBのような会計基準設定機関の役割は、その設立の歴史¹⁹⁾からも分かるように、「質の高い財務報告基準を開発することによって、資本市場における経済の効率的機能および資源の効率的配分を手伝うこと（ED [2008]、par. OB3.）」である。なぜならば、IASBおよびFASBによる会計基準に強制力を与え、基準設定を後押ししているのは、アメリカの証券取引監督機関である証券取引委員会（SEC）であったり、SECのような各国の証券監督機関の集まりである証券監督者国際機構（International Organization of Securities Commissions : IOSCO）であるからである。つまり、証券監督者機関に支えられているIASBおよびFASBが設定する会計基準およびその規準の基礎となるフレームワークは「財務報告」を中心とした「意思決定有用性」アプローチになることは不思議なことではない。

また、今日、財務報告のための概念フレームワークが意思決定有用性を目的とするように企業会計の役割が拡張されてきたのも事実²⁰⁾である。しかしながら、問題は「財務報告」という

¹⁹⁾ 洪 [2003] を参照せよ。

²⁰⁾ 企業会計の役割が拡張されるようになったことについて詳しいことは、洪 [2003] を参照せよ。

企業会計の一部分が演繹的に企業会計全体の概念フレームワークに影響を及ぼしていることである。この問題点を明らかにするために、「意思決定有用性」およびそのための情報内容を詳しく見ることにする。

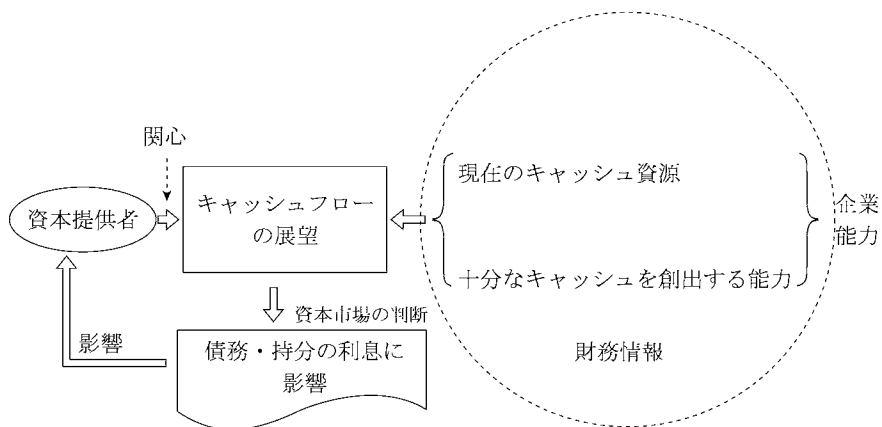
4. 意思決定に有用な情報

資本提供者がしなければならない「意思決定」は、特定企業に彼らの資源を配分するかしないか、配分するとしたらどのように配分するか、または、彼らの投資の保護および向上のための意思決定である。これらの意思決定を行うとき、資本提供者は、①正味キャッシュインフローを創出する企業の能力、および、②資本提供者の投資を保護し向上させる経営者能力の査定に関心があるであろう、ということである。

では、資本提供者はなぜ正味キャッシュインフローを創出する企業の能力に関心があるのか。すなわち、なぜキャッシュフローの展望を査定するのに有用な財務報告に関心があるのか。

企業への資本提供者は、株式またはローンの配当・利息および売却・買い戻しまたは満期によるキャッシュフローの金額、時期、および不確実性に関心がある。このようなキャッシュフローの展望が、企業の現在のキャッシュ資源より重要なのは、従業員および供給者に支払うための十分なキャッシュ、および満期時点での義務を果たすため、また営業活動に再投資するためのようなその他の営業活動のニーズを満足させるのに十分なキャッシュを創出する能力にかかっているからである、という。

キャッシュインフローを創出する企業の能力に関する資本市場参加者の判断は、債務または持分の利息の価値に影響を及ぼす。この判断による影響は、利息の販売によって企業への資本提供者に影響を及ぼす。したがって、資本提供者は正味キャッシュインフローを創出する企業の能力に関心がある。この関係を表すと下掲〔図3〕のとおりである。



〔図3〕 意思決定に有用な情報：企業のキャッシュフロー創出能力

また、資本提供者は、彼らの投資を保護し向上させる経営者の能力に関心がある。すなわち、経営責任を査定するのに有用な財務報告に関心がある。経営者の経営責任を査定するのに有用な会計情報を提供することが財務報告の目的であるという見解、すなわち、資源配分意思決定をするのに有用な情報を提供することを財務報告の目的とする見解も存在し続けている（ED [2008]、par. BC1.24.）。

これに対してIASBおよびFASBの両審議会は、「財務報告の目的は、少なくとも部分的にでも財務報告情報に妥当な信頼にもとづいて資本提供者によって行われる意思決定のすべてを包含するように十分広くするべきである」と結論した。したがって、両審議会はED [2008]における意思決定には、後続する意思決定が彼らの投資を保護および向上させるのみならず、資源配分意思決定も含めている。その結果、両審議会は、par. OB2で提案された目的に、投資を保護および向上させるために行われる意思決定を含めている（ED [2008] par. BC1.29.）²¹⁾。

なぜならば、経営責任を査定するのに有用な財務報告は、次のような理由で、資本提供者および潜在的資本提供者によって行われる意思決定に含まれるからである。すなわち、経営者の責任には、i) 発生可能性の範囲（extent possible）、企業の経済的資源の価格変動および技術的また社会的変動のような経済的要素の好ましくない影響からの保護、ii) 企業が適用可能な法律、規制、および契約的規定を遵守することを保証する責任、がある（「経営者の受託責任に関する報告」）。このような経営責任に対して、既存の持分投資家は、i) 経営者を替えるかあるいは再選するか、経営者にどのように報酬を支払うか、および経営者の政策およびその他の問題に関して株主への提案にどのように投票するか、の意思決定を行うとき、経営者の遂行能力（management's performance）が重要な判断基準である。また、経営責任を果たすのにおいて経営者の遂行能力（management's performance）は、一般に正味キャッシュインフローを創出する企業の能力に影響するため、企業に資本を提供するのに関心がある潜在的資本提供者は経営責任に関心がある²²⁾。

以上で見るように、ED [2008]における資本提供者の意思決定に有用な会計情報は、つぎのように二つに大別することができる。

²¹⁾ 概念フレームワーク・プロジェクトのPV&DP [2006]の段階では、経営者がその経営責任をどのように果たしているのかを査定するのに有用な情報を提供することは、資源配分意思決定をするのに有用な情報を提供する全体目的の一部として残すべきであると結論していた。なぜならば、①経営責任に関する目的を別途に加えることは、財務報告が経営者のコントロールを超えた事象および環境の影響から経営者の業績の効果を分離することを試みる必要があること、②経営者の経営責任を査定するのに有用である情報を提供することを検討する人は、意思決定有用性より広い範囲の目的が財務報告を企業統治と混同することになるかも知れない（ED [2008] par. BC1.26.）、という理由からであった。これに対して、PV&DP [2006]について回答者は、提案された目的はあまりにも狭い資源配分意思決定に焦点を合わせていると懸念した。すなわち大部分の回答者が意思決定有用性が適切な目的であると同意するとしても、回答者は資本提供者は資源配分意思決定に加えて財務報告情報によって助けられるその他の意思決定もすると主張した。

²²⁾ 財務報告目的の拡大については、洪 [2003] pp. 119-120を参照せよ。

財務報告の目的 (意思決定有用性)	{ 投資意思決定（株価などに影響する情報）：例）キャッシュフロー情報 将来キャッシュフローの現在価値：未来（将来）価値にも とづいている：企業の能力査定 資源配分意思決定：利益配分に影響する情報：期間損益の計算：過去測 定価値にもとづいている：経営者の経営責任などを査定 }

上記で見るように ED [2008] では、財務報告は意思決定に有用な会計情報を提供するという目的から、意思決定に有用な会計情報として、正味キャッシュインフローを創出する企業の能力に関する情報および資本提供者の投資を保護し向上させる経営者能力を査定するのに有用である情報を挙げている。ここで「正味キャッシュインフロー」は将来のキャッシュフローを予測して現在の価値に換算した「現在価値」²³⁾にもとづいて、将来企業がどれほどの正味キャッシュインフローを創出する能力があるのかという未来情報を意味する、と思われる。これに対して、「経営者の能力を査定するのに有用な情報」は経営者の過去の判断によってどれほどの経営成果・実績を上げたのかという過去のデータにもとづいている、と思われる。

つまり、ED [2008] では、資本提供者の意思決定に有用な会計情報として、投資意思決定に有用な「正味キャッシュインフロー」に関する情報と資源配分意思決定に有用な情報を挙げているが、これらの情報は同一次元の会計データにもとづいているのではない点に注意しなければならない。

V ED [2008] の概念フレームワークにおける留意点と問題提起

以上、本稿では IASB および FASB による概念フレームワークに関する共同プロジェクトの環として 2008 年 5 月に公表された ED [2008] の第 1 章「財務報告の目的」における「意思決定有用性」問題を中心に吟味しながら、下記の留意点を指摘してみた。

- ① ED [2008] は、新しい概念フレームワークではなく、IASB および FASB にそれぞれ現存するフレームワークの統合および補充を目標とするものであること。
- ② したがって、ED [2008] 概念フレームワークも FASB の概念フレームワークと同様に「財務報告」のためのものであること。
- ③ しかしながら、「財務報告」は企業会計全体ではなく、部分であること。

²³⁾ 最近、「公正価値（fair value）」という用語がよく使われている。この用語は単に「現在価値」、「時価」、「市場価格」、および「現行価値」などの用語とかわえられるものではないと思われる。したがって、これらの用語は、定義のうえ使わなければならない。本稿ではとりあえず、「現在価値」という用語にしているが、「公正価値」と同じ概念ではない。

- ④ ED [2008] は財務報告の目的から出発して企業会計を誘導しようとする演繹法によっていること。
- ⑤ その結果、財務報告の目的は「意思決定に有用な情報を提供することである」という「意思決定有用性」アプローチを取っていること。
- ⑥ 「意思決定に有用な情報」としては、「正味キャッシュインフローを創出する企業の能力」の査定と「資源配分意思決定」という相反する意思決定のための情報を提供するように求められていること。

上記⑥の問題は、「財務報告」の問題ではなく、報告情報を作成する企業会計の認識・測定の問題である。したがって、IASB および FASB による共同の概念フレームワーク・プロジェクトにおけるフェーズ B「要素および認識」およびフェーズ C「測定」においてどのように展開されていくのが注目されるところである。

しかしながら、企業会計は何を対象に何を表現しようとするものなのかを明確に認識し、企業会計の全体を包含しうる概念フレームワークにもとづいて基準作りが行われない限り、いつまでも根拠もない場当たりの会計処理で、企業会計が翻弄されるであろう。その代表的な例がサブプライムローン問題に端を発した世界的金融危機に直面して、浮上してきた時価評価緩和論であろう。

参考文献

- CLs [2006] : International Accounting Standards Board, *Phase A: Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics — Comment Letter Summary (Agenda Paper 3A)*, 20 February, 2007.
- ED [2008] : Financial Accounting Standards Board, Exposure Draft, *Conceptual Framework for Financial Reporting : The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics and Constraints of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Standards Board, May 29, 2008.
- Hendriksen [1992] : Eldon S. Hendriksen & Michael F. van Breda , *Accounting Theory*, Fifth Edition, IRWIN inc. 1992.
- PV&DP [2006] : Financial Accounting Standards Board, Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting : Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-Useful Financial Reporting Information*, Financial Accounting Standards Board, July 2006.
- PV & DP [2008] : Financial Accounting Standards Board, Preliminary Views, *Conceptual Framework for Financial Reporting : The Reporting Entity*, Financial Accounting Standards

Board, May 29, 2008.

川西 [2008]: 川西 安信稿「FASB・IASB 共通の概念フレームワークに関する公開草案『財務報告の目的並びに意思決定に有用な財務報告情報の質的特性及び制約』、『会計・監査ジャーナル』第 20 巻第 9 号、pp. 54-60。

堀本 [2007]: 堀本 敏博稿「第 18 回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告」、『会計・監査ジャーナル』Vol. 19 No. 6、2007 年 6 月号、pp. 46-50。

洪 [2003]: 洪 慈乙稿「財務報告制度における意思決定有用性アプローチ — 国際財務報告基準 (IFRSs) 序文の改訂によせて —」、山形大学紀要 (社会科学) 第 33 巻第 2 号、平成 15 年 (2003 年) 2 月、pp. 111-130。